

令和2年11月30日

【照会先】

愛知労働局

労働基準部監督課

監督課長

恩田 基弘

主任地方労働基準監察監督官 山口 英俊

(電話) 052-972-0253

需給調整事業部需給調整事業第二課

需給調整事業第二課長

山下 保

主任需給調整指導官

高橋 邦彦

(電話) 052-685-2555

報道関係者 各位

**年末年始、派遣元事業主を対象に
重点監督や雇用維持等の要請を実施します**

今年度、新型コロナウイルス感染症の影響等により、派遣労働者に対する解雇・雇止め等をはじめとする労働条件上、雇用管理上の問題に関わる相談が増加しています。

愛知労働局（局長 伊藤 正史）では、これまでも派遣元事業主に対し、派遣労働者の雇用維持要請を行うとともに、労働者派遣契約の中途解除や不更新に係る状況把握を行っていますが、労働者派遣契約や労働契約の更新の時期を迎える年末年始を捉え、改めて、派遣元事業主を対象に以下の重点的な監督・要請等を実施します。

【取組概要】

1 管内14の労働基準監督署（支署）が重点的な監督指導を実施します

〔監督指導のポイント〕

(1) 新型コロナウイルスの影響等による違法な労働条件となっているかを確認します。

特に、新型コロナウイルスの影響等により派遣先から労働者派遣契約を中途解除されても、雇用期間満了まで派遣労働者と派遣元との労働契約は継続しており、派遣元は賃金を支払う必要があることから、当該期間に派遣労働者を休業させている派遣元の休業手当の支払状況について確認します。

(2) 改正労働基準法（時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務付け等）の遵守状況を確認します。

(3) その他、派遣元・派遣先の責任区分に基づく一般労働条件及び安全衛生に係る労働基準関係法令の遵守状況を確認します。

2 派遣元事業主に対して以下の観点から雇用維持等を要請します

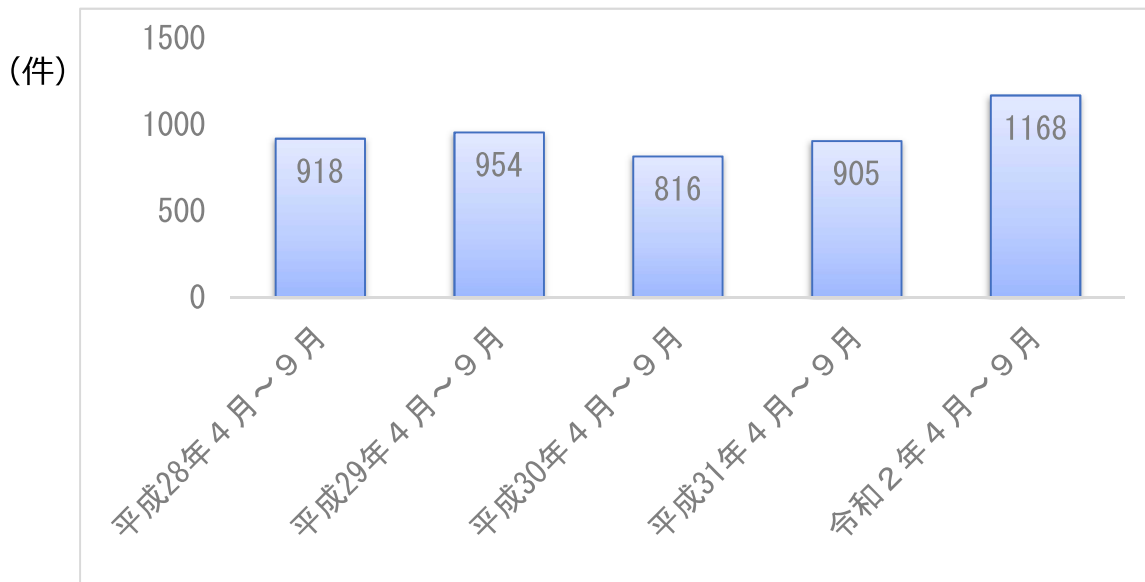
(1) 派遣先と協力しながら、可能な限り労働者派遣契約の更新等を図ること。

(2) 労働者派遣契約の中途解除や不更新があった場合でも、別の派遣先等の就業場所を確保するなど、新たな就業機会の確保を図ること。

(3) 雇用調整助成金や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の活用を通じて、安易な雇止め、解雇等は行わず、派遣労働者の雇用維持を図ること。

【参考事項】

労働基準監督署に寄せられている派遣事業に関わる相談状況（過去5年の推移）



労働基準監督署に寄せられている派遣事業に関わる主な相談内容（令和2年度の主な相談内容）

